

共愛学園前橋国際大学 公的研究費に関する管理・監査ガイドライン

(目的)

第1条 このガイドラインは、共愛学園前橋国際大学（以下「本学」という。）における公的研究費の管理・監査の必要事項を定めることにより、公的研究費を公正かつ適正に取り扱うことを目的とする。

(定義)

第2条 公的研究費とは、国や地方自治体、独立行政法人等の公的資金配分機関から交付される競争的な公募型の研究資金をいう。

(教職員等の責務)

第3条 教職員は、別に定める「共愛学園前橋国際大学における公的研究費の使用に関する行動規範」に基づき、学術研究が社会から負託された公共的かつ公益的な知的生産活動であることを念頭に置き、かつ公的研究費の使用及び管理に関して説明責任を有することを踏まえつつ、この規範を遵守するとともに、各々の公的研究費の使用及び管理に当たり定められた規則及び本学が定める研究費支出基準、旅費規程等に則り、公正かつ効率的な使用に努めなければならない。

(最高管理責任者)

第4条 本学における公的研究費の運営・管理全般を統括し、その運営・管理について最終的な責任を負うものとして、最高管理責任者（以下「最高管理責任者」という。）を置く。

2 最高管理責任者は、本ガイドライン及び関連する規則等を周知するとともに、公的研究費の使用及び管理を適正に行うために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切な指導及び必要な予算・人員配置を行う。

3 最高管理責任者は、不正防止に向けた取り組みを促し、啓発活動を定期的に行うなど、全ての構成員に対し意識の向上と浸透を図る。

4 最高管理責任者は、学長をもって充てる。

(統括管理責任者)

第5条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理についての実質的な責任と権限をもち、本学全体を統括する者として、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、組織横断的な体制を統括する責任者として、本ガイドラインに基づき、本学全体の具体的な不正防止対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に定期的に報告する。

3 統括管理責任者は、事務局長をもって充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 本学における公的研究費の使用、管理及び教育について実質的な責任と権限を持つ者として、コンプライアンス推進責任者を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の役割を担う。

- (1) 部局において不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に定期的に報告する。
 - (2) 不正防止を図るため、部局内の公的研究費の使用・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況の管理監督及び理解度の把握を行う。
 - (3) 部局の構成員が、適切に公的研究費の使用・管理を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
 - (4) コンプライアンス推進責任者は、統括責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、学部長をもって充てる。

(防止計画推進委員会)

第7条 最高管理責任者の下に、全学的観点から不正を発生させる要因に対応する不正防止計画を推進するための防止計画推進委員会を置く。

2 防止計画推進委員会は、次に挙げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 事務局長
- (3) 学部長
- (4) 副学長
- (5) その他、学長の指名した者

3 防止計画推進委員会は、不正防止計画の推進にあたり、次の事項を審議・運営する。

- (1) 公的研究費の運営・管理に係る実態の把握と検証に関すること。
- (2) 不正発生要因に対する改善策の策定等に関すること。
- (3) その他、不正防止計画の推進に関すること。

4 防止計画推進委員会の事務は、総務部が行うものとする。

(内部監査)

第8条 本学における公的研究費の運営・管理に関する監査（以下「内部監査」という。）は、総務部が実施する。

2 内部監査は、収支簿の監査、機器備品の現物実査、謝金等の使途確認及び研究の遂行状況について、効率的かつ多目的な観点から監査する。

3 総務部は、監査結果を最高管理責任者ならびに監事及び内部監査室に報告するものとする。

4 最高管理責任者は、監査結果を防止計画推進委員会において公表する。防止計画推進委員会は、公的研究費の運営・管理の体制整備等の見直しを行い、必要に応じて教職員に改善の指示を行うものとする。

5 内部監査の実施にあたっては、把握された不正発生要因に応じて不正防止計画を見直すとともに、専門的な知識を有する者を活用するなど内部監査の質の向上に努めるものとする。

6 総務部は、監事及び内部監査室に監査結果を報告するだけでなく必要な情報提供や定期的な意見交換等を行うことにより相互連携を図り、内部監査の質の向上に努めるものとする。

(事務処理手続きに関するルール及び決済手続き)

第9条 統括管理責任者は公的研究費の運営・管理に関わる事務手続きのルールを定めるとともに、全ての構成員に周知徹底し、明確かつ統一的な運用を図る。

- 2 ルールの周知にあたっては、研究者、事務職員など職務に応じた視点から、理解しやすい周知に努める。
- 3 公的研究費による謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対してもルールの周知を徹底する。
- 4 不正の事前防止を目的として、公的研究費の使用に関するルール等について、学内外からの相談窓口を総務部に設置する。
- 5 公的研究費に関する執行書類の決裁者とその順序は、①総務部担当者②総務課長③事務局長④学長とする。

(発注・検品検収)

第10条 公的研究費による物品購入に際しては、原則として、総務部の職員による発注、納品物品の検収を行うものとする。但し、1個又は1組が10万円未満の物品については、発注のみ研究者が行うことができる。

- 2 納品検収を行う者は、納品伝票(納品書)等と現物を照合した上で、納品伝票(納品書)等に所定の検収印を押印するものとする。
- 3 特殊な役務に関する検収については、有形の成果物がある場合、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により検収を行うとともに、必要に応じ、抽出による事後チェックなどを含め、これに係る仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する発注者以外のものがチェックすることとする。
- 4 成果物がない機器の保守・点検などの場合、検収担当者が立会等による現場確認を行うものとする。

(業者等への対応)

第11条 統括管理責任者は、業者等にこの規程を含む学内規則等を説明し、これを遵守させるとともに、一回の取引額が30万円以上の場合か、委託契約等を結ぶ場合、統括管理責任者が必要とみなした場合に、該当する業者等に対しては、公的研究費の適正な使用と管理について、次の事項を含む誓約書を提出させる。

- (1) 本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
 - (2) 内部監査その他の調査等において、取引帳簿の閲覧、提出等の要請に協力すること。
 - (3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
 - (4) 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には、総務部の相談・通報窓口へ通報すること。
- 2 最高管理責任者は、公的研究費に関して不正な取引に関与した業者に対して、取引停止等の処分を行うものとする。

(コンプライアンス教育)

第12条 公的研究費の申請・使用及び管理に関わる教職員等は、不正防止対策の一環として本学が実施するコンプライアンス教育を受け、次の事項を含む誓約書を、最高管理責任者に提出しなければならない。

- (1) 本学の規則等を遵守すること。
- (2) 不正を行わないこと。
- (3) 規則等に違反して、不正を行った場合は、本学や公的研究費の配分機関による処分及び法的な責任を負担すること。

(不正使用についての相談・通報窓口)

第13条 公的研究費の不正使用(以下「不正使用」という。)に関する相談・通報を学内外から受け付ける受付責任者は事務局長とする。

2 前項による相談・通報の処理等については、別に定める「共愛学園前橋国際大学 研究不正防止規程」を準用する。この場合において、「倫理委員長」とあるものは「防止計画推進委員長」と読み替え、「倫理委員会」とあるものは「防止計画推進委員会」と読み替えるものとする。

(不正に係る措置)

第14条 公的研究費の使用及び管理の不正が発覚又は疑いが生じた場合、統括管理責任者は遅滞・遺漏無く最高管理責任者に報告しなければならない。

2 最高管理責任者が前項の報告を受けた場合、別に定める「共愛学園前橋国際大学 研究不正防止規程」に基づき措置を行うものとする。その際、不正使用の相当額についても調査、認定するものとする。

(是正措置等)

第15条 本調査の結果、不正使用が行なわれたと認定された場合、最高管理責任者は、関係する部署の責任者に対し、是正措置等を取ることを命ずる。また必要に応じて、全学における是正措置等を講ずるものとする。

2 最高管理責任者は前項に基づいて取った是正措置等の内容を、該当する資金配分機関ならびに文部科学省およびその他の関係省庁に対して報告するものとする。

3 最高管理責任者は告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与したものが関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を、該当する資金配分機関に提出する。また、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を該当する資金配分機関に提出する。

(不正発生要因の把握と不正防止計画の策定・実施)

第16条 防止計画推進委員会は、統括責任者とともに不正防止計画を策定・実施し、実施状況を確認する。

2 防止計画推進委員会は、監事及び内部監査室との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

3 防止計画推進委員会は、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるか、機関全体の状況を体系的に評価する。

4 最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき、統括管理責任者及び防止計画推進委員会は、全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。

5 不正防止計画の策定に当たっては、不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。

(ガイドラインの改廃)

このガイドラインの改廃は、教授会の議を経て理事会が行うものとする。

附 則

このガイドラインは2008年6月25日から施行する。

附 則

このガイドラインは2016年3月25日から施行する。

附 則

このガイドラインは2021年11月26日から施行する。